契 約 変 更 理 由 書

神 戸 市

工　　事　　名	長田楠日尾線（楠町）電線共同溝整備工事（その３）

契約変更後の工事概要

【当初】

L=330m　電線共同溝 一式　道路復旧工 一式　段差解消工 一式

【変更】

L=330m　電線共同溝 一式　道路復旧工 一式

契約変更の理由

・電線共同溝の施工にあたり、地下埋設物が支障となる箇所の管路埋設位置を歩道部から車道部に変更したことにより、電線共同溝工および、道路復旧工（車道舗装工）が増工となる。

・引込管路・連携管路及び連携設備について、電線管理者に施工委託した数量が減工となる（特記仕様書３１に記載)。

・地下埋設物の移設協議に時間を要したことにより、施工委託している引込管路等の施工に遅れが生じ、段差解消工および、道路復旧工のうち工期内に着手不可能な箇所について減工とする。

・その他、現地精査により数量の増減が生じる。